

国連総会がイスラエルのパレスチナ不法占拠の終結を求める決議を採択

国連総会は9月18日、イスラエルによるパレスチナ領土の不法占拠を終わらせ、12ヶ月以内にすべての兵士と入植者を撤退させることを要求する決議案を圧倒的多数で採択した。

この総会決議は、国際司法裁判所（ICJ）が7月に下した裁定（勧告的意見）に基づくもので、「イスラエルが被占領パレスチナ地域に駐留することは違法」とし、イスラエルに、軍隊とすべての入植者を撤退させ、奪った土地と財産を返還し、難民となったパレスチナ人を帰還させるよう求めている。また国連加盟国にたいし、違法占拠を継続する援助や支援を民間企業を含めて行わないよう求めている。

決議案には国連加盟国193カ国のうち、非同盟諸国を中心に124カ国(64%)が賛成、反対は14カ国(7%)、43カ国(22%)が棄権した。注目されたのは日本で、アメリカとたもとを分かって、パレスチナ国家承認就任にふみきったフランス、アイルランド、ポルトガル、スペインとともに、決議案に賛成票を投じた。

決議に反対票を投じて、事実上イスラエルの不法占拠を支持した国々は、アメリカ合州国とイスラエルの他は、アルゼンチン、パラグアイの極右政権と、反イスラム主義が根強い西欧のチェコ、ハンガリーだけで、このほかはマラウイ、パプニューギニア、そしてフィジー、ミクロネシア、ナウル、パラオ、トンガ、ツバルの小さな太平洋島嶼国だった。

棄権した国は欧州諸国と一部のアフリカ諸国のほか、オーストラリアや韓国、インドが含まれている。インドはかつて非同盟路線をとり、現在はグローバルサウスの代表を自任しているが、ヒンドゥー至上主義のモディ政権は反イス

ラムとユダヤ至上主義への親近からイスラエルの極右政権と親密な関係を築いている。投票できなかった11か国の中にはベネズエラをはじめ、アメリカによる経済制裁では国連分担金を支払うことができず、投票権を奪われている諸国がある。

イスラエルによる違法占領の終結をもとめた決議案への態度は、国連と国際法の秩序を支持する圧倒的多数の諸国と、それに反対するアメリカとそれに追随する諸国との対立を鮮明にした。

Voting Ended		9/18/2024	11:22:37 AM			
Item 5 - A/ES-10/L.31/Rev.1						
Advisory opinion of the International Court of Justice on the legal consequences						
AFGHANISTAN ALBANIA ALGERIA ANDORRA ANGOLA ANTIGUA-BA... ARGENTINA ARMENIA AUSTRALIA AUSTRIA AZERBAIJAN BAHAMAS BAHRAIN BANGLADESH BARBADOS BELARUS BELGIUM BELIZE BENIN BHUTAN BOLIVIA BOSNIA-HER... BOTSWANA BRAZIL BRUNEI DAR... BULGARIA BURKINA FASO BURUNDI CABO VERDE CAMBODIA	CAMEROON CANADA CENTRAL AF... CHAD CHILE CHINA COLOMBIA COMOROS CONGO COSTA RICA COTE D'IVOIRE CROATIA CUBA CYPRUS CZECHIA DEM PR OF K... DENMARK DJIBOUTI DOMINICA DOMINICAN ... ECUADOR EGYPT EL SALVADOR EQUATORIAL... ERITREA ESTONIA ESWATINI ETHIOPIA FIJI	FINLAND FRANCE GABON GAMBIA GEORGIA GERMANY GHANA GRENADA GUATEMALA GUINEA GUINEA-BISS... GUYANA HAITI HONDURAS HUNGARY ICELAND INDIA INDONESIA IRAN (ISLAMI... IRAQ IRELAND ISRAEL ITALY JAMAICA JAPAN JORDAN KAZAKHSTAN KENYA KIRIBATI	KUWAIT KYRGYZSTAN LAO PDR LATVIA LEBANON LESOTHO LIBERIA LIBYA LIECHTENSTEIN LITHUANIA LUXEMBOURG MADAGASCAR MALAWI MALAYSIA MALDIVES MALI MALTA MARSHALL IS... MAURITANIA MAURITIUS MEXICO MICRONESIA... MONACO MONGOLIA MONTENEGRO MOROCCO MOZAMBIQUE MYANMAR NAMIBIA NAURU	NEPAL NETHERLAN... NEW ZEALAND NICARAGUA NIGER NIGERIA NORTH MAC... NORWAY OMAN PAKISTAN PALAU PANAMA PAPAUA NEW ... PARAGUAY PERU PHILIPPINES POLAND PORTUGAL QATAR REP OF KOREA REP OF MOL... ROMANIA RUSSIAN FED... RWANDA SAINT KITTS-... SAINT LUCIA SAINT VINCE... SAMOA SAN MARINO SAO TOME-P...	SAUDI ARABIA SENEGAL SERBIA SEYCHELLES SIERRA LEONE SINGAPORE SLOVAKIA SLOVENIA SOLOMON IS... SOMALIA SOUTH AFRICA SOUTH SUDAN SPAIN SRI LANKA SUDAN SURINAME SWEDEN SWITZERLAND SYRIAN ARA... TAJIKISTAN THAILAND TIMOR-LESTE TOGO TONGA TRINIDAD-TO... TUNISIA TURKMENIST... TUVALU TÜRKIYE UGANDA	UKRAINE UNITED ARA... UNITED KING... UNITED REP T... UNITED STAT... URUGUAY UZBEKISTAN VANUATU VENEZUELA VIET NAM YEMEN ZAMBIA ZIMBABWE
+ IN FAVOUR: 124		- AGAINST: 14				
		X ABSTENTION: 43				

決議の全文は [n2426648.pdf \(un.org\)](https://www.un.org/News/Press/docs/2024/2409/S24091801.html)

以下は国連 HP のニュースの報道。

[UN General Assembly demands Israel end 'unlawful presence' in Occupied Palestinian Territory | UN News](https://www.un.org/News/Press/docs/2024/2409/S24091801.html)

決議はイスラエルが国際法を遵守し、軍隊を撤退させ、すべての新たな入植活動を直ちに停止し、占領地からすべての入植者を避難させ、被占領西岸地区内に建設した分離壁の一部を解体することを求めている

国連総会はさらに、イスラエルに対し、土地やその他の「不動産」、1967年の占領開始以降に押収されたすべての資産、パレスチナ人やパレスチナの施設から奪ったすべての文化財や資産を返還するよう要求した。

決議はまた、イスラエルが占領中に避難を余儀なくされたすべてのパレスチナ人が出身地に戻り、占領によって引き起こされた損害の補償を行うことを許可するよう要求している。

国連総会は、その決議において、すべての国連加盟国に対し、国際法に基づく義務を遵守し、被占領パレスチナ地域におけるイスラエルの継続的なプレゼンスに対処するための具体的な措置を講じるよう求めた。

総会は、各国に対し、領土におけるイスラエルの存在を合法と認めることを控え、占領によって生じた状況を維持するための援助や支援を提供しないことを確保するよう要請した。これには、自国の国民、その管轄下にある企業、および団体がイスラエルの占領を支援または維持する活動に従事することを防ぐための措置を講じることが含まれます。

さらに、総会は各国に対し、イスラエルの入植地を原産地とする製品の輸入を停止し、武器、弾薬、および関連装備が被占領パレスチナ地域で使用される可能性があるかと疑うに足る合理的な理由がある場合には、イスラエルへの武器、弾薬、および関連機器の移転を停止するよう求めた。

さらに、決議は、領土内でのイスラエルの違法な存在の維持に関与した個人や団体に対して、渡航禁止や資産凍結などの制裁を実施するよう各国に促しました。これには、入植者の暴力に関連する問題に対処することや、これらの活動に従事する人々が法的および財政的な結果に直面することを確保することが含まれます。

総会は、イスラエル政府が[国連憲章](#)、国際法、国連決議に基づく義務を「継続的かつ全面的に無視し、違反していることを強く遺憾に思う」と述べ、そのような違反は地域および国際の平和と安全を「深刻に脅かす」と強調した。

また、イスラエルは、被占領パレスチナ地域における国際法(国際人道法および国際人権法を含む)の「いかなる違反についても責任を問われなければならない」ことも認めた。

その条文は、イスラエルは「そのような行為によって引き起こされたいかなる損害も含めて、損害賠償を行うことを含め、そのすべての国際的に不法な行為の法的結果を負わなければならない」と述べている。

総会は、イスラエルの行動によって引き起こされた損害、損失、または傷害に対処するための賠償のための国際メカニズムの設立の必要性を強調した。

また、証拠と関連する請求を文書化するために、引き起こされた損害の国際登録簿を作成することも求めました。

国際会議

この決議には、パレスチナ問題に関する国連決議と、中東における公正で永続的かつ包括的な和平の達成のための二国家解決を履行するための国際会議を、総会の会期中に招集する決定も含まれている。

さらに、総会は国連事務総長に対し、ICJが特定した、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約第3条に対するイスラエルの違反をフォローアップするメカニズムの提案を提示するよう要請した。

第3条は、人種隔離とアパルトヘイト、および国際条約の締約国が、その管轄下にある領域におけるこの種のすべての慣行を防止、禁止、根絶することを約束することに言及しています。

各国へのよびかけ

国連総会は、その決議において、すべての国連加盟国に対し、国際法に基づく義務を遵守し、被占領パレスチナ地域におけるイスラエルの継続的なプレゼンスに対処するための具体的な措置を講じるよう求めた。

総会は、各国に対し、領土におけるイスラエルの存在を合法と認めることを控え、占領によって生じた状況を維持するための援助や支援を提供しないことを確保するよう要請した。これには、自国の国民、その管轄下にある企業、および団体がイスラエルの占領を支援または維持する活動に従事することを防ぐための措置を講じることが含まれます。

さらに、総会は各国に対し、イスラエルの入植地を原産地とする製品の輸入を停止し、武器、弾薬、および関連装備が被占領パレスチナ地域で使用される可能性があるとする合理的な理由がある場合には、イスラエルへの武器、弾薬、および関連機器の移転を停止するよう求めた。

さらに、決議は、領土内でのイスラエルの違法な存在の維持に関与した個人や団体に対して、渡航禁止や資産凍結などの制裁を実施するよう各国に促しました。これには、入植者の暴力に関連する問題に対処することや、これらの活動に従事する人々が法的および財政的な結果に直面することを確保することが含まれます。

休会

最後に、総会は第 10 回緊急特別会期を一時的に休会し、[加盟国](#)からの要請に応じて総会議長に会期を再招集する権限を与えた。

この特別会期は、[ガザ地区で危機が続く中](#)、5月に開催された第 10 回国連総会の緊急特別会期の続きであり、その中で、パレスチナ国家が総会の会議に参加するための追加的な権利を定める[決議](#)を採択した。

この決議は、パレスチナに投票権を与えたり、[安全保障理事会](#)や[経済社会理事会](#)(ECOSOC)などの国連主要機関に立候補を提案する権利を認めなかった。

また、安全保障理事会からの特定の勧告を必要とするパレスチナ国家への加盟も認めなかった。(了)

【翻訳チェック 田中 靖宏】